明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○令和四年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令（**総務・外務**一）　一

〔告　示〕

○金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**三三）　二

○高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件（**同**三四）　三

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一九七）　三

○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（**同**一九八）　三

○在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件（**同**一九九）　三

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一一一）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇〇九～一〇一六）　三

○福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**六三二）　六

○気象測器の型式証明が失効した件（**気象庁**六）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**七三）　六

○浄化槽の型式の認定を更新した件（**中部地方整備局**七一）　六

〔国会事項〕

法務省　七

〔人事異動〕

諸事項　七

〔皇室事項〕

有権者申出方、マンション管理業者の業務停止処分関係　八

〔公　告〕

官庁　八

裁判所　八

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　九

省令

○総務省・外務省令第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第五項の規定に基づき、令和四年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

令和四年六月十六日

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正

令和四年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

令和四年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十五条の規定により当該通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を含む。）に係る公職選挙法施行令第百四十二条第五項に規定する公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日	投票をしなければならない時間
在中華人民共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十三日までの間	午前九時から午後七時までの間
在広州日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十二日までの間	午前九時から午後七時までの間
在上海日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十三日までの間	午前九時から午後七時までの間
在重慶日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十四日までの間	午前九時から午後七時までの間
在瀋陽日本国総領事の管理する投票を記載する場所（在大連領事事務所を除く。）	投票期日前十七日から十日までの間	午前九時から午後七時までの間
在瀋陽日本国総領事の管理する投票を記載する場所（在大連領事事務所に限る。）	投票期日前十七日から十一日までの間	午前九時から午後七時までの間
在青島日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十三日までの間	午前九時から午後七時までの間
在東ティモール日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十二日までの間	午前九時から午後七時までの間